

認知症施策を地域で講じていく意義は大きいが、その取組状況については市町村間でばらつきがある。このため、市町村による認知症施策をさらに効果的に推進する観点から、これまで実施してきた認知症地域支援体制構築等推進事業、認知症対策連携強化事業及び認知症ケア多職種共同研修・研究事業について、市町村がより裁量を持って実施することができるよう、事業の再編を行ったところである。

再編の具体的な内容としては、下記アの「市町村認知症施策総合推進事業」において、医療と介護の連携強化に基軸を置きつつ、以下のような事業内容の再編を行った。

- ・ 認知症疾患医療センターの設置が無い市町村においても、他の認知症専門医療機関との連携による事業実施を可能とする
- ・ 認知症連携強化事業における「認知症連携担当者」にかわり、新たに「認知症地域支援推進員」を配置することとし、配置場所については地域包括支援センターだけでなく、地域の実情に応じて市町村本庁などへの配置も可能とする
- ・ 地域資源マップ作りなどの必須事業を廃止し、市町村の実情に応じた事業の展開を可能とする

また、「都道府県認知症施策推進事業」と「認知症にかかる地域資源の連携についての検討事業」において、地域における認知症施策の推進を図るため、認知症の人の支援にかかる先進事例等の収集や普及啓発等を都道府県、さらには全国規模において重層的に実施することとした。

(ア) 市町村認知症施策総合推進事業について

a 目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護や生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、市町村において医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制を構築を図ることとする。

b 実施主体

(a) 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

(b) 市町村は、地域の実情に応じ、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確

保できると認められる団体に委託することができる。

c 認知症地域支援推進員の配置等について

実施主体は、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター、市町村本庁など本事業を実施するにあたり適切な場所に配置することを原則とする。

(a) 認知症地域支援推進員の配置 以下のいずれかの要件を満たす者 1人以上

① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士

② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者 等）

なお、認知症地域支援推進員は、各市町村の実情により、一人の者を配置することだけでなく、複数の者をもって配置することを可能とする。

※ 平成22年度まで認知症対策連携強化事業において配置された認知症連携担当者については、上記①もしくは②の要件を満たす場合に認知症地域支援推進員の要件を満たすこととなる。

(b) その他、医療と介護の連携を図るため、必要に応じ、認知症サポート医養成研修修了者（以下「認知症サポート医」という。）等の医師の配置（嘱託可）を可能とする。

d 事業内容

(a) 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。

(取組例)

- ・ 認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援
- ・ 地域において認知症の人への支援を行う関係者が、情報交換や支援事例の検討などを行う連絡会議の設置
- ・ 医師会や認知症サポート医等とのネットワークの形成 等

(b) 認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて各市町村内の認知症の

人やその家族を支援する事業を実施する。

(取組例)

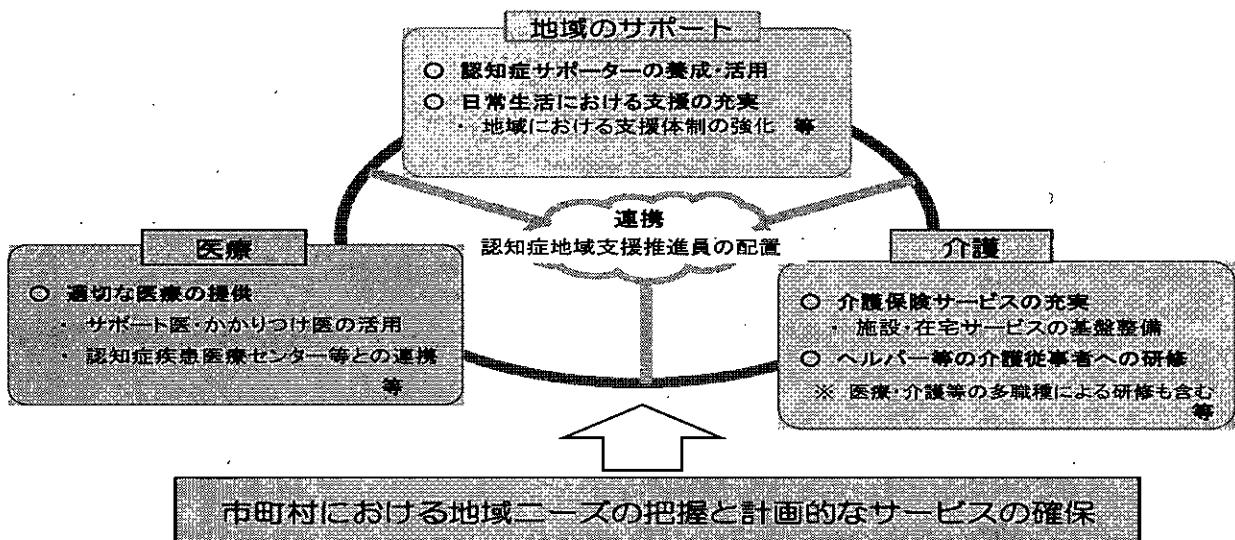
- ・ 認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点についての情報収集（地域資源マップの作成・普及・更新）
- ・ 若年性認知症の人本人の状況に応じた適切な支援の検討及び実施
- ・ 在宅介護サービス従業者に対する認知症研修の実施
- ・ 多職種が参加する認知症の人の支援のための研修会・事例検討会の開催
- ・ 認知症の人を介護する当事者間のネットワーク構築を目的とした交流会の実施 等

e 補助率 国 10／10

f その他の留意事項

- (a) 認知症地域支援推進員の人選にあたっては、平成22年度まで認知症対策連携強化事業において配置された認知症連携担当者の活用に努めること。
- (b) 実施主体は、本事業の実施に当たって、医師会や認知症サポート医等との連携に努めること。
- (c) 実施主体は、本事業の趣旨に鑑み、近隣市町村及び都道府県の関係部局との連携の下に、本事業に対する協力、支援体制を整備するものとする。

市町村認知症施策総合推進事業のイメージ

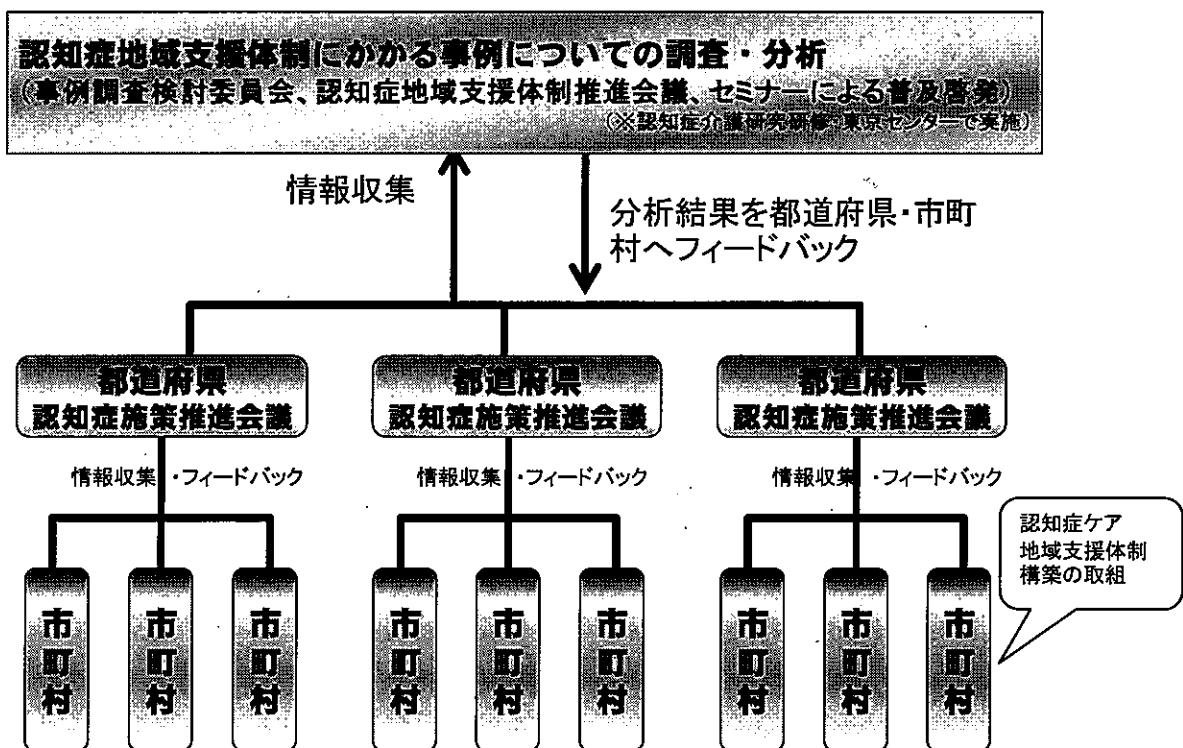


(イ) 都道府県認知症施策推進事業について

a 目的

都道府県において管内市町村の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例等を収集し、それらを管内市町村に普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図ることを目的とする。(下図を参照)

「都道府県認知症施策推進事業」及び
「認知症にかかる地域資源の連携についての検討事業」のイメージ



b 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

c 事業内容

(a) 都道府県認知症施策推進会議の設置

都道府県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等が参加し、管内市町村における認知症施策全般の推進について検討する。

(検討例)

- ・ 管内市町村における認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- ・ 管内の認知症専門の医療機関等及び認知症介護に関連する事業者団体等との連携方策についての検討
- ・ 認知症対応型サービスに関する事業所等の効果的な取組事例の収集
- ・ 管内市町村における認知症サポーター養成の推進の方策の検討
- ・ 管内市町村の市民後見の取組を支援する方策の検討 等

(b) 市町村認知症連絡会の開催

都道府県認知症施策推進会議において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例や認知症対応型サービスに関する事業所等の取組について管内市町村との情報共有を図り、また、管内市町村における認知症施策の取組みの促進を図る。

d 補助率 国 10／10

e 実施上の留意事項

(a) 本事業の実施に当たっては、地域の実情や必要に応じて、都道府県や市町村が実施する認知症対策等総合支援事業の各事業と効果的な連携を図るものとする。

(b) 管内市町村において市町村認知症施策総合推進事業を実施している場合には、各都道府県は当該市町村から情報収集を行い、収集した事例について都道府県認知症施策推進会議や市町村認知症連絡会において効果的な活用に努めること。

(ウ) 認知症にかかる地域資源の連携についての検討事項について

a 目的

都道府県認知症施策推進事業を活用しつつ、認知症の地域支援の取組みの先進事例等を収集し、その効果、課題等について整理・分析を行う。その上で、地域資源の連携のあり方を各自治体に提示し、効果的な認知症地域支援体制の構築の取組みについて普及を進めることにより、自治体の認知症地域支援体制の環境整備を図ることを目的とする（※ 前述の都道府県認知症施策推進事業及び認知症にかかる地域資源の連携についての検討事業のイメージ図を参照）。

b 実施主体

認知症介護研究・研修東京センター

c 事業内容

(a) 認知症地域支援体制構築に係る事例調査検討委員会

認知症の医療、介護、福祉の有識者等による事例調査検討委員会を設置し、都道府県認知症施策推進会議等を通じて全国から認知症地域支援体制構築に関する先進事例・好事例を収集し、その効果や課題の整理・分析を行う。

(b) 全国認知症地域支援体制推進会議

各都道府県及び市町村認知症施策総合推進事業を実施する市町村が参加し、都道府県認知症施策推進会議を通じて認知症地域支援体制構築に係る情報共有やその普及を図ることを目的とし、以下の取組みを実施するための会議を設置する。

- ・ (a) の事例調査検討委員会が全国から収集した先進事例等についての整理・分析に基づいた地域資源連携のあり方等を参加自治体に対して提示することにより、情報共有を行いその普及を図る。
- ・ 市町村認知症施策総合推進事業を実施している市町村など認知症地域支援体制構築について先進的な取組を実施している自治体の担当者からの事例報告等を行う。
- ・ 当該会議で提示・報告された内容について都道府県を通じて各市町村に対して周知を行う。

(c) 認知症地域支援体制普及セミナーの開催

各自治体の認知症地域支援体制構築に携わる医療・介護・福祉関係者等を対象に認知症地域支援体制の先進事例、好事例について広く普及させるためのセミナーを開催する。

※ 事業内容でお示ししたとおり、本事業の実施にあたっては、各自治体からの認知症地域支援体制構築等に関する事例の提供が重要であるため、本事業の実施主体である認知症介護研究・研修東京センターへの事例に関する情報提供についてご協力いただくようお願いする。

イ 市民後見推進事業について

(ア) 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）

を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組みを支援することを目的とした。

(イ) 実施主体

- a 本事業の実施主体は、原則として、市町村とする。
- b 市町村は、地域の実情に応じ、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

(ウ) 事業内容

- a 市民後見人養成のための研修の実施
 - ・ 研修対象者
市民後見人として活動することを希望する地域住民
 - ・ 研修内容等
市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能が修得できる内容
- b 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ・ 市民後見人の活用等のための地域の実態把握
 - ・ 市民後見推進のための検討会等の実施
- c 市民後見人の適正な活動のための支援
 - ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等へ円滑に対応できるための支援体制の構築
 - ・ 市民後見人養成研修修了者の被後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のためのスキームの構築
- d その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

(エ) 補助率 国 10／10

(オ) 実施上の留意事項

本事業の実施に当たっては、地域の実情や必要に応じて、都道府県が行う高齢者権利擁護等推進事業や都道府県認知症施策推進事業の2事業と関連させて、効果的に実施することも考えられる。なお、事業の採択については、

- a 新たに市民後見を立ち上げる取組みを実施すること
- b 既に市民後見の取組が行われている場合は、既存の取組みに加えて新たな事

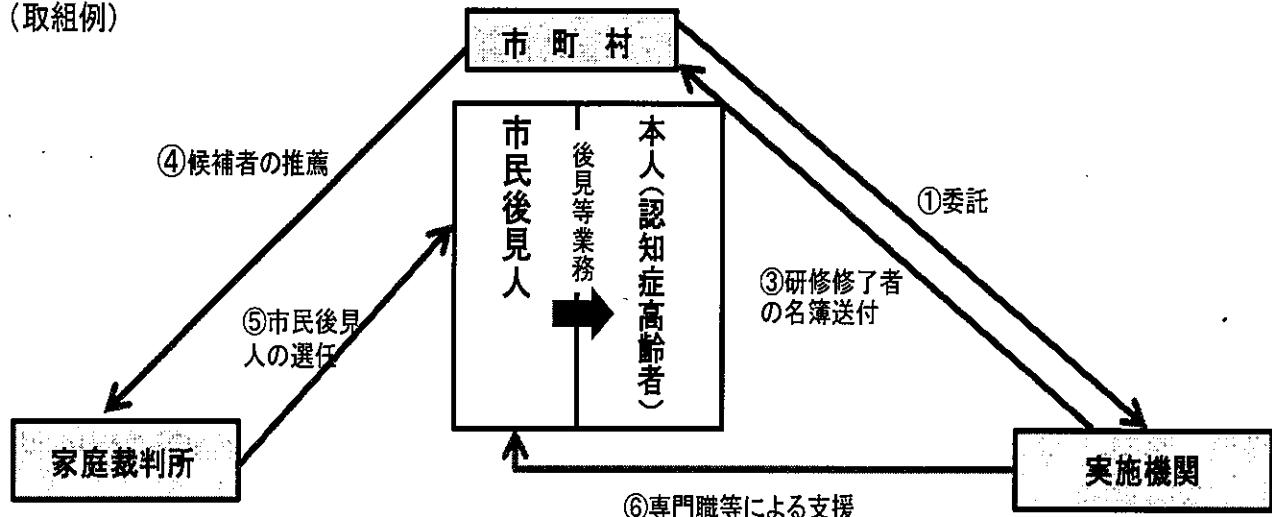
業展開を図るものであること

c 実施自治体が特定の地域に偏在していないこと

d 実施自治体の人口規模的に偏りがないこと

の考慮を想定していることを申し添える。

(取組例)



ウ 高齢者権利擁護等推進事業について

都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的として実施してきた「高齢者権利擁護等推進事業」において、市町村が単独で実施することが困難な場合などに都道府県において、広域的に取り組むことが効果的な以下の2事業を新たに追加したので、ご活用いただきたい。

(ア) 高齢者虐待防止シェルター確保事業

虐待を受けた高齢者の保護・分離として老人福祉法第11条第1項に基づき市町村長が「やむを得ない事由による措置」を行うなど、都道府県が高齢者の居室の確保が必要と判断した場合において、当該市町村内での居室の確保が困難なケース等に迅速に対応できるよう、都道府県が広域的な観点から、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設（シェルター）を確保するための事業を実施する。

(イ) 都道府県市民後見人養成事業

市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の養成が困難な場合などに、都道府県が広域的な観点から、市民後見人の養成を

行うための研修を実施する。

エ 若年性認知症対策総合推進事業について

若年性認知症施策については、若年性認知症の人の状態に応じた適切な支援が図られるよう、都道府県における医療・福祉・就労等の総合的な支援を推進してきたところである。しかしながら、都道府県において若年性認知症の人の状況が把握されていないため、必要な支援ニーズの把握やそれに対する施策の展開が行われていないなど、都道府県における若年性認知症施策の取組は低調な状況にある。そのため、必要なニーズに応じた事業の展開が図られるよう、各都道府県における若年性認知症の人の実態把握のための事業を加え、既存施策と併せて若年性認知症の人に対する総合的な支援の促進を図ることとしたので、積極的にご活用いただきたい。

なお、上記アからエの事業の詳細については、別途通知した認知症施策全国担当者会議（平成23年3月15日（火）開催予定）においてお示しすることとしているのでご留意願いたい。

（2）徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業の実施について

本事業については、先般通知された「平成22年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について」（平成22年12月22日付厚生労働省発老1222第1号 厚生労働事務次官通知）により都道府県に造成された基金を活用して行う「地域支え合い体制づくり事業」において実施することとされたところである。なお、本事業については以下のとおり取り扱うこととしているので、各都道府県、市町村におかれでは、参考のうえ関係団体等との連携の下、本事業に積極的に取り組まれるよう特段のご配意を願いたい。

ア 目的

認知症高齢者の増加に伴って、徘徊事案も増加することが予測されるところであり、徘徊による事故を未然に防止するために、徘徊高齢者を早期に発見するシステムの構築や地域における見守り支援の強化を行っていくことが重要である。

そのため、警察のみならず、幅広く市民が参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りに関するネットワークを市町村及び広域的な体制として構築し、